

東京学芸大学メールマガジン発行規程の一部改正について

改正理由：編集委員会委員の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 情報を所掌する副学長 (2) 学生を所掌する副学長 (3) 情報処理センター専任教員 (4) <u>情報基盤課副課長</u> (5) 学務課副課長 (6) 学生課キャリア支援室長 (7) 広報企画課副課長 (8) 総務課基金事務室長 (9) その他委員長が必要と認めた者 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成27年10月22日から施行する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 情報を所掌する副学長 (2) 学生を所掌する副学長 (3) 情報処理センター専任教員 (4) <u>情報基盤課長</u> (5) 学務課副課長 (6) 学生課キャリア支援室長 (7) 広報企画課副課長 (8) 総務課基金事務室長 (9) その他委員長が必要と認めた者 〔省略〕